

自動継続自由金利型定期預金・M型（スーパー定期）規定 [複利型]

1 . (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 . (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金を組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取るときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約するとき、および定期預金共通規定第3条第5項の規定により解約するときには、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
 - ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - C 1年以上2年未満 約定利率×20%
 - D 2年以上3年未満 約定利率×30%
 - E 3年以上4年未満 約定利率×50%
 - F 4年以上5年未満 約定利率×70%
 - ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上2年未満 約定利率×10%
 - C 2年以上3年未満 約定利率×20%
 - D 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - E 4年以上5年未満 約定利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
(2024. 4)